

＜お知らせ＞公立放課後児童クラブの有料化について

登米市が運営する放課後児童クラブを利用するにあたり、行政サービス利用に係る負担の公平性、応益負担の観点や放課後児童クラブの持続的な運営を図ることを目的に、令和6年4月より保護者様から利用料をご負担いただくことといたしました。

○利用料について

利用については、平日、学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日、土曜日の各区分を選択することができます。

利用料は、下記表に基づき、利用する区分が増えるごとに加算されます。ただし、平日と長期休業日を利用する場合は、長期休業日の利用料が半額となります。

また、一時利用をご利用の場合、平日の放課後の利用は日額 150 円、土曜日・長期休業日・振替休業日の利用は日額 300 円をご負担いただきます。

【利用料】

利用区分		利用料の額	
		平日を利用する場合	平日を利用しない場合
平日（月～金）		1月当たり 3,000 円	-
長期休業日 （月～金）	学年始休業日	1期間当たり 750 円	1期間当たり 1,500 円
	夏季休業日	1期間当たり 3,600 円	1期間当たり 7,200 円
	冬季休業日	1期間当たり 900 円	1期間当たり 1,800 円
	学年末休業日	1期間当たり 750 円	1期間当たり 1,500 円
土曜日		1月当たり 1,200 円	

※長期休業日は、月曜日から金曜日までとなります。長期休業日期間中の土曜日にも利用したい場合は、土曜日の利用区分も併せてお申し込みください。

※夏季休業日は7月・8月、冬季休業日は12月・1月の2回に分割して利用料をご負担いただきます。

※振替休業日（一時利用を除く）の利用料は、平日及び土曜日の利用料に含まれます。

○毎月の利用料の納入例

①全ての利用区分〔平日、長期休業日（学年始、夏期、冬期、学年末）、土曜日〕を利用する場合

区分	年総額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平日	36,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
土曜日	14,400	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
学年始	750	750											
夏季	3,600				1,800	1,800							
冬季	900									450	450		
学年末	750												750
合計	56,400	4,950	4,200	4,200	6,000	6,000	4,200	4,200	4,200	4,650	4,650	4,200	4,950

②長期休業日（学年始、夏期、冬期、学年末）と土曜日を利用する場合

区分	年総額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平日	0												
土曜日	14,400	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
学年始	1,500	1,500											
夏季	7,200				3,600	3,600							
冬季	1,800									900	900		
学年末	1,500												1,500
合計	26,400	2,700	1,200	1,200	4,800	4,800	1,200	1,200	1,200	2,100	2,100	1,200	2,700

（裏面もご覧ください）

○同一世帯で複数の児童が放課後児童クラブを利用する場合の利用料【多子軽減】

同一世帯において利用児童が複数人いる場合の利用料は、2人目の利用料は半額、3人目以降は無料となります。

【人数の数え方】

次の順に、1人目を決定します。

- ① 平日を利用する児童を先に数えて、次に平日を利用しない（長期休業日や土曜日だけを利用する）児童を、最後に一時利用のみの児童の順に数えます。（利用区分の変更時などに順位が変わります）
- ② ①が同順の場合は、生まれの早い児童の順

※ 第1子、第2子、第3子の順にならない場合がありますのでご注意ください。

【多子軽減の例】

表示：○＝全額、△＝半額、×＝無料

例1）3人の児童（5年、3年、1年生）が、4月1日より平日【3,000円/月】を利用する場合

利用者	平日利用	4月		5月		6月		7月		8月	
5年生	あり	○	3,000	○	3,000	○	3,000	○	3,000	○	3,000
3年生	あり	△	1,500	△	1,500	△	1,500	△	1,500	△	1,500
1年生	あり	×	0	×	0	×	0	×	0	×	0

例2）3人の児童が、次の利用区分を4月1日より利用する場合

- ・ 5年生児童が、長期休業日（学年始【1,500円/月】、夏期【3,600円/月】）を利用
- ・ 3年生児童が、平日と土曜日を利用【合計4,200円/月】
- ・ 1年生児童が、平日と土曜日を利用【合計4,200円/月】

利用者	平日利用	4月		5月		6月		7月		8月	
5年生	なし	×	0	-	-	-	-	×	0	×	0
3年生	あり	○	4,200	○	4,200	○	4,200	○	4,200	○	4,200
1年生	あり	△	2,100	△	2,100	△	2,100	△	2,100	△	2,100

※ 5年生は、平日を利用しないため、3人目（無料）になります。

○利用料の免除

次の免除事由に該当する世帯は、利用料の免除を受けることができます。免除を受ける場合には、免除申請書を提出いただく必要があります。

	免除事由	免除額等
1	利用児童の属する世帯が生活保護受給世帯	全額
2	利用児童の属する世帯が前年度市町村民税の非課税世帯	全額
3	所有又は居住する住宅が自然災害等により損害を受けた場合	全額または一部
4	利用児童が傷病等やむを得ない理由（家庭の都合を除く）により連続して15日以上欠席した場合	欠席した期間の全額 （日割り計算）